

平成 23 年 2 月 25 日

総務大臣
片 山 善 博 殿

東京都市区長会会長 北 川 穰 一

東京都町村会会長 坂 本 義 次

地方議会議員年金制度の廃止に関する申し入れ

平素、地方自治の発展にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

さて、貴省から平成 22 年 1 月 24 日付け事務連絡により、地方議会議員年金財政が厳しい状況であることを理由に、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度を廃止することとし、そのための法案を平成 23 年通常国会に提出する旨、各地方自治体に対し通知があり、また、平成 23 年 1 月 25 日付け事務連絡において、地方自治体の負担は平成 70 年度まで見込まれるとする資料が示されました。

これらの通知は、根拠となる法案が成立していない状況であるとは言え、全ての地方自治体に少なからぬ財政負担を長期間求めるものであり、事務連絡という軽易な文書による度重なる通知は、総務省の地方財政に対する姿勢に疑念を抱かせるものです。

同時に、本件については、これまで地方六団体のうち、都道府県、市、町村それぞれの議長会と総務省との間においてのみ検討が行われ、その過程において、費用負担が当分の間継続的に求められる地

方自治体側の意見を聞くことなく進められたことは、遺憾であります。

そもそも、地方議員年金制度の廃止については、いわゆる「平成の大合併」により、地方自治体の数が約半数になったことに伴う地方議員数の縮減など、国の政策との関連が深いことから、国の責任において必要な措置を講じるべきであると考えます。

このことをふまえ、下記の３点について申し入れます。

記

1. 国は、「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）」第五十八条第三項に基づき、議員共済会に対する必要な措置を講じること。
2. 今回の廃止に伴って必要となる費用の財源措置について、国は地方財政計画に計上予定として地方自治体に負担を求めているが、上記のとおり、議員共済会に対し措置を講じるべきである。仮に、地方自治体に負担を求める場合には、負担が当分の間継続することから、特例交付金など全ての地方自治体に対し国の責任において確実に財政措置を講じること。
特に地方交付税不交付団体については負担が過重とならないよう十分配慮すること。
3. 平成23年6月に予定されている制度廃止後の負担金払い込みについては地方自治体の財政事情等に配慮し、払い込みが間に合わない場合、議員共済会に対する政府からの無利子貸付等によって所要額を確保するなど、地方自治体の負担軽減に努めること。